

食品表示統一法の基本構想

1 食品表示統一法の制定の必要性和現行法制の問題点

- (1) 消費者行政一元化の徹底
- (2) 規制の明確化、簡素化による消費者、事業者の利便の向上
- (3) 二重行政の弊害
 - ① 法執行の整合性の欠如、重複規制のおそれ
 - ② 共管による法執行の簡明性、迅速性の欠如
 - ③ 消極的権限争いのおそれ
- (4) 整合性を欠く規制措置、制裁の発動による法的安定性の希薄化、法の下での平等に反するおそれ

2 食品表示統一法の基本理念

- (1) 消費者の自主的で合理的な商品選択に必要な情報の確保
- (2) 事業者間の公正で自由な競争の確保による市場経済の円滑な発展

3 食品表示統一法の構成

- (1) 商品選択に必要な事項の表示の義務づけ
- (2) 商品選択を誤らせる表示の禁止
- (3) 規制の前提としての食品の定義・規格・基準等、原産地や日付表示の定義等の設定権限
- (4) 表示媒体、事業者の業態、販売の態様の別による表示義務の調整
- (5) 違反に対する調査権限、是正措置（行政処分）、制裁（刑事罰、課徴金）
- (6) 無過失損害賠償請求
- (7) 消費者団体訴訟（損害賠償請求を対象とすることを前提）
- (8) 自主規制制度（公正競争規約）
- (9) 施行機関は消費者庁（内閣総理大臣）（専管）

4 現行法との関係

5 食品の安全に関する法律との関係